

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 岩手県議会議員会館電話交換設備更新工事
- (2) 実 施 場 所 岩手県議会議員会館
盛岡市内丸7番10号
- (3) 委 託 期 間 契約締結日から令和2年10月30日まで
- (4) 仕 様 等 仕様書による

2 入札、開札の日時及び場所

入札公告に示すとおり。

3 入札参加資格

入札公告に示すとおり。なお、入札公告の3(6)に示す入札参加資格については、岩手県警察本部（警察署）に照会する場合がある。

4 入札参加申請に関する事項

入札公告に示すとおり。

5 入札参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合
- (4) 適正な入札が阻害されると認められる場合
- (5) その他、上記(1)から(4)と同視しうる関係があると認められる場合

6 入札

- (1) 入札は、入札書を指定の日時及び場所に提出させることによって行うものとする。
- (2) 入札代理人から入札書が提出された場合は、当該代理人から提出される委任状によって、委任関係を確認するものとする。
- (3) 入札執行の際、入札参加者に次に掲げる事項を周知させるものとする。
 - ア 入札書記載事項の確認
 - イ 入札が無効となる場合
 - ウ 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがあること。

7 入札の辞退

入札書が指定の日時及び場所に提出されなかった場合は、当該入札参加者は辞退したものとして取扱うものとする。

8 入札書

- (1) 入札書は、県が示す様式に次に掲げる事項を記載の上、押印するものとする。
 - ア 入札年月日
 - イ 入札参加者住所・氏名・印（代理人が入札を行う場合は、入札参加者（委任者）住所・氏名、代理人（受任者）氏名・印）
 - ウ あて名（岩手県知事 達増 拓也 とする。）
 - エ 入札金額
 - オ 件名（岩手県議会議員会館清掃等業務委託 とする。）
- (2) 入札金額の記載に当たっては、落札決定に際し、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者又はその代理人の印で押印をしておかなければならない。ただし、入札金額を訂正することはできない。
- (4) 入札書は、提出後においては、如何なる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

9 委任状

代理人が入札に参加する場合は、次に掲げる事項を記載した委任状を入札執行前に提出しなければならない。

- (1) 委任者の住所、氏名及び印
- (2) 委任事項
- (3) 受任者の住所、氏名及び印

10 入札保証金

入札公告に示すとおり。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 金額が判別できない場合
- (2) 入札保証金を納めず、又は不足した場合
- (3) 入札書に記名押印のない場合
- (4) 無資格者又は無権代理人が入札した場合
- (5) 金額を訂正した場合
- (6) 入札件名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) その他入札に関する条件に違反して入札した場合

12 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、入札終了後直ちに、入札を行った場所で行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者と決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき同額の入札をした者が、2人以上いる場合は、その場所において、直ちにくじで落札者を決めなければならない。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (4) 開札して落札者が決定しない場合は、当該入札に係る最低入札額を公表するものとする。

13 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちに、その場所において、再度入札に付することができるものとする。
- (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

1 5 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、委託契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- (2) 入札公告の3(4)及び(5)の資格については、当該規定で示す期間を(1)の期間に読み替えて、(1)の規定を適用するものとする。
- (3) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき、または、落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

1 6 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県議会事務局総務課
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL 019-629-6006
FAX 019-629-6014